

事務連絡  
平成27年4月28日

都道府県 }  
各 指定都市 } 障害保健福祉主管課 御中  
中核市 }

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

「在宅における就労移行支援事業ハンドブック」の送付について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号障害福祉課長通知）の一部を改正し、平成27年4月から就労移行支援についても在宅での実施を可能としたところですが、今般、平成26年度厚生労働科学研究の「『在宅における就労移行支援』のあり方研究会」において、在宅の障害者に対する円滑な就労移行支援の提供に係るハンドブックを作成しましたので、御了知の上、管内市町村及び事業所等へ周知いただきますようお願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 就労支援係 鈴木、高崎、呉屋  
電話：03-5253-1111（内線 3044）